

改正

平成27年10月5日告示第188号

平成30年11月30日告示第150号

令和6年9月19日告示第142号

大台町建設工事予定価格事前公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大台町及び大台町教育委員会が発注する建設工事について、入札・契約に関する情報を公開し、公共工事に対する町民の理解を高めるとともに、より透明性を高め、公正な入札・契約手続を進めるため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「予定価格」とは、大台町会計規則（平成27年大台町規則第36号）第172条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税を含む価格をいう。ただし、大台町電子入札等実施要綱（令和6年大台町告示第130号）第7条に規定する公告及び通知においては、予定価格は、消費税及び地方消費税を含めない価格とする。

2 この告示において「事前公表」とは、入札前に入札指名業者及び町民に対し公表することをいう。

(事前公表の対象工事)

第3条 予定価格を事前公表する対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（測量、調査、設計及び製造を含む。）を競争入札に付すもので、金額の多寡にかかわらずすべてをいう。

(事前公表する関連情報)

第4条 予定価格は、次に掲げる関連情報と共に事前公表するものとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 入札予定日

(事前公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、発注機関の長が入札指名通知書へ記載するとともに、発注機関が設置する閲覧場所での別記様式による書面（以下「予定価格書」という。）での閲覧による方法とする。

(事前公表の時期)

第6条 予定価格を事前公表する時期は、指名通知の時とする。

(閲覧の期間)

第7条 予定価格の事前公表の期間は、当該工事の契約日までとする。

(予定価格書の閲覧日時等)

第8条 予定価格書を閲覧に供する日は、大台町の休日を定める条例（平成18年大台町条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前8時30分より午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）まで

とする。

(閲覧の条件)

第9条 予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

- 2 予定価格書を汚損又は損傷してはならない。
- 3 予定価格書の複写等の便宜供与は、行わない。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成27年10月5日告示第188号)

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則 (平成30年11月30日告示第150号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年9月19日告示第142号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

予 定 価 格 書

1 工事（委託業務）番号

2 工事（委託業務）名

3 工事（委託業務）場所

4 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

5 入札予定日

見積者	発注機関名
	連 絡 先